

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年4月21日～2022年4月27日)

令和4年(2022年)4月29日

H E A D L I N E S

<p>政治</p> <p>ウクライナ避難民の現状に関する報道 「法と正義」(PiS)政権のパフォーマンスぶりに関する世論調査結果 ポーランドの政治家の信頼度に関する世論調査結果 モラヴィエツキ首相による「StopRussiaNow！」キャンペーンの発表 「左派」党大会の開催 ウクライナ避難民に対するPESEL発行件数 チシャスコフスキ・ワルシャワ市長の紙面インタビュー マグダレナ・ジェチコフスカ財務大臣の就任 ロシアに対する経済制裁の対象者リストの公表 ワクチン接種証明の無期限有効化 ポーランド国内主要12都市における避難民の分布に関する調査結果 EU分担金差止めを巡る議論 ウクライナ国民支援法改正案を巡る動き ポーランド国内におけるウクライナ避難民の動向 第3回ポーランド・スロバキア政府間協議の開催 モラヴィエツキ首相とシュミハル・ウクライナ首相との会談 ラウ外相とジャイシャンカル・インド外相との会談 ポーランドからウクライナへの武器の供与 ドゥダ大統領とグテーレス国連事務総長との会談 モラヴィエツキ首相とショルツ独首相との会談 ドゥダ大統領とゼマン・チェコ大統領との会談</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「F」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>ポモルスキエ県周辺における子どもの自殺率が増加傾向 ロシア情報機関の協力者を拘束</p>	
<p>経済</p> <p>モラヴィエツキ首相、ウクライナ避難民はポーランド経済に寄与と発言 ポーランドの経済見通し 韓国、米企業とポーランドの小型モジュール炉用製造に関する契約締結 航空管制官の労働争議に伴うフライトへの影響 国営電力会社及び政府による石炭の見通し ロシア・ガスプロムのポーランドへのガス供給停止</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	

在ポーランド日本国大使館
ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000
<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

ウクライナ避難民の現状に関する報道【22日】

22日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランドへ退避したウクライナ避難民がますます頻繁にウクライナへ戻る決意を固めていると報じた。20日、戦争勃発以降初めてポーランド・ウクライナ間の出入国者の人数が同数となったが、これはウクライナでのイースターの時期と重なったことに関係しており、一時的な傾向である可能性が高いとみられている。内務・行政省の発表によれば、現在、ウクライナ避難民が最も多いのはマゾヴィエツキエ県、シロンスキエ県、マウオポルスキエ県、ドルノシロンスキエ県、ヴィエルコポルスキエ県であるという。マゾヴィエツキエ県では、既に911,000人に対してPESELが発行されており、シロンスキエ県とマウオポルスキエ県におけるPESEL発行件数は、それぞれ約10万件であると報じられている。

「法と正義」(PiS)政権のパフォーマンスに関する世論調査結果【22日】

22日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、「法と正義」(PiS)政権の評価に関する世論調査結果を掲載した。同紙によれば、モラヴィエツキ政権のパフォーマンスについてポーランド人の31%が肯定的、58%が否定的に評価しているという。PiS支持者のうち85%が肯定的に評価する一方、「市民連立」(KO)支持者の85%、「同盟」支持者の79%が否定的に評価した。ドゥダ大統領の業績については、37%が肯定的、54%が否定的に評価した。

ポーランドの政治家の信頼度に関する世論調査結果【22日】

22日、世論調査機関IBRiSが実施したポーランドの政治家の信頼度に関する世論調査結果がポータルサイトOnetで発表された。これによれば、ドゥダ大統領(42.1%)やチシャスコフスキ・ワルシャワ市長(41.9%)、モラヴィエツキ首相(38.6%)の順に信頼度が高い結果となった。さらに、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首(32.8%)の信頼度が上昇傾向にあり、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首(33.9%)に徐々に近付いていることも指摘された。なお、不信用で第1位となったのはジョブロ法務大臣兼「連帯ポーランド」党首(64.3%)であった。

モラヴィエツキ首相による「StopRussiaNow!」キャンペーンの発表【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、「StopRussiaNow!」

という看板広告キャンペーンを実施することを発表した。同首相は、「我々は、良心を目覚めさせるための行動を始めたい。ウクライナの街角で起きていることは、我々の良心を揺さぶっているが、残念ながら短過ぎる。今回の看板広告キャンペーンを殺された人々の叫びとしたい」と述べた。同キャンペーンでは、欧州各国の都市の風景と戦争の渦中にあるウクライナの光景を比較した広告看板が国内外で設置されるとともに、SNSでも掲載される。

「左派」党大会の開催【23日】

23日、「左派」は、「統一欧州における安全なポーランド」というモットーのもとで党大会を開催した。ビェドロン共同代表(欧州議会議員)は、ポーランド政府はEUにおけるウクライナの国益の大使となるべきであると述べ、ウクライナのEU統合について「左派」が提示する最初のステップはウクライナの議会議員に欧州議会におけるオブザーバー地位を付与することであると訴えかけた。「左派」は、ウクライナのEU統合のほかにEUの全会一致原則からの脱却とポーランドの欧州検察庁加盟に言及した。

ウクライナ避難民に対するPESEL発行件数【25日】

25日、シェフェルナケル内務・行政副大臣は、ウクライナ避難民に対するPESEL発行件数は約100万件であると発表した。同副大臣によれば、全体の発行件数のうち47.9%が18歳未満の子ども、44.9%が18~65歳の女性、3.8%が18~65歳の男性3.4%が65歳以上の男女が占めるという。チャルネク教育・科学大臣はウクライナ避難民のうち約19万人の子どもたちが既にポーランドで教育を受けていると明らかにし、マロング家族・社会政策大臣は、9万人以上のウクライナ避難民がポーランドで職に就いていると発表した。

チシャスコフスキ・ワルシャワ市長の紙面インタビュー【25日】

25日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長の紙面インタビューを掲載した。同市長によれば、ウクライナ避難民約70万人がワルシャワを通過し、約30万人が首都ワルシャワや近隣の地方自治体に滞在しているという見積りがあるという。さらに、ワルシャワには約12万人の子どもの避難民もいると推定されており、ワルシャワの学校では、既に1万7千人のウクライナ人の子どもが受け入れられている。同市長は、政府はウクライナ避難民

の支援において長期的な戦略を欠いていると強調し、ウクライナ避難民を助けると主張することで法の支配違反をごまかそうとしている「法と正義」(PiS)のレトリックにEUは取り込まれてはならないと述べた。

マグダレナ・ジェチコフスカ財務大臣の就任【26日】

26日、マグダレナ・ジェチコフスカ財務大臣が就任した。同大臣は、これまでは財務副大臣兼国税庁(KAS)長官を務めていた。なお、財務大臣のポストは、本年2月初めにコシチンスキ前財務大臣が社会・経済プログラム「Polish Deal」施行に伴う混乱の責任を取る形で更迭されて以降、モラヴィエツキ首相が兼務していた。

ロシアに対する経済制裁の対象者リストの公表【26日】

27日、カミンスキ内務・行政大臣は、ロシアに対する経済制裁の対象者リスト (<https://www.gov.pl/web/mswia/lista-osob-i-podmiotow-objetych-sankcjami>) を発表した。リストにはロシアのオリガルヒ15名と経済関連の35団体の合計50の個人・団体が含まれている。

ワクチン接種証明の無期限有効化【26日】

26日、ニエジェルスキ保健大臣は、ワクチンのブースター接種を受けた人々のワルシャワ接種証明が無期限に有効になると発表した。同大臣の決定は、同日から有効となっている。

ポーランド国内主要12都市における避難民の分布に関する調査結果【26日】

26日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ポーランドの主要12都市が集うポーランド主要都市連合分析研究センターが発表したウクライナ避難民の国内分布に関する分析結果を掲載した。現在、ポーランドには約320万人のウクライナ人が住んでおり、そのうち約220万人は戦争勃発以降にポーランドへ退避した避難民であることがわかった。12都市におけるウクライナ人の人数(都市人口全体に占めるウクライナ人の割合)はそれぞれ、ワルシャワが266,900人(13%)、ヴロツワフが187,300人(23%)、クラクフが177,600人(19%)、グダンスクが157,800人(25%)、ジェシュフが104,800人(35%)、カトヴィツェが96,500人(25%)、ウッチが85,700人(25%)、ポズナンが84,600人(14%)、ルブリンが68,400人(17%)、シュチェチンが59,600

人(13%)、ビドゴシュチュが43,400人(11%)、ビャウストクが36,600人(11%)となっている。なお、ジェシュフについては、増加率は53%と最もウクライナ人の比率が高くなった都市となったという。

EU分担金差止めを巡る議論【26日・27日】

26日、ジョブロ法務大臣は、EU分担金の一部又は全部の拠出差止めを政府へ提案した。同法相は、「これは、ウクライナ戦争とそれに伴う移民危機によってポーランドが負担するコストへの対応である。ポーランドは、米国に次いでウクライナへ最大限の財政支援を行っている国であり、これらのコストは数十億ズロチになると推定される。プーチンの戦争とEUの気候・エネルギー政策のせいで経済状況が苦しくなっており、高インフレが発生している。」と述べた。これに対し、27日、ミュレル政府報道官は、「EU分担金の拠出が停止されることはない。このようなアイデアは的外れであり、閣僚評議会では採択されなかった。」と明らかにした。他方、同法相は、閣僚評議会は提案を却下していない。話し合いが行われ、政府はさらに検討することにした。」と述べた。報道によれば、カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)党首は、このような提案は軽率であるとコメントしたと伝えられている。

ウクライナ国民支援法改正案を巡る動き【27日】

27日、下院は、ウクライナ国民支援法改正案の審議・投票を行い、可決した。同改正案は、ウクライナ避難民を自宅へ受け入れた人々が受け取ることができる避難民1人につき1日あたり40ズロチの給付金の支払い期間について、現行法の60日から120日へ60日間延長することを想定している。

ポーランド国内におけるウクライナ避難民の動向【27日】

27日、シェフェルナケル内務・行政副大臣は、Polsat Newsのインタビューに対し、ロシアがウクライナへ侵略して以降、ポーランドへ退避した約300万人のウクライナ避難民のうち約半数がポーランドに留まるつもりであると語った。同副大臣によれば、これらのデータは、ウクライナの携帯電話番号からのポーランドのネットワークへのログ記録や避難民の移動に関する分析から得られたものであると明らかにした。また、同副大臣は、ポーランドには現時点で約200万人の避難民がおり、約60万人がポーランドの家庭でホストファミリーとともに暮らしていると付言した。

外交・安全保障

第3回ポーランド・スロバキア政府間協議の開催【22日】

22日、モラヴィエツキ首相及びラウ外相は、第3回

ポーランド・スロバキア政府間協議に出席した。同協議では、二国間関係とロシアのウクライナに対する侵略が主な議題となった。両国政府は、ウクライナに

対する違法かついわれのない侵略を欧州の安全保障に対する最も深刻な課題とみなし、ウクライナの独立と主権に対する支持を表明した。また、外交、内政、環境、経済、エネルギー、交通、地域政策、農業、家族・社会政策などの分野でも協議が行われた。同協議に際して署名された共同宣言において、両首脳は、「善隣協力は、欧州政策や外交政策を成功させるための基本的な条件のひとつである。対話と理解は、さらなる包括的な発展のための重要な手段である」と述べた。また、両首脳は、両国は共通の隣人に対するロシアの攻撃を非難し、ロシアに対し、戦争を直ちに終結させ、ウクライナ領土からすべての軍を無条件に撤退させるよう要請した。両首脳は、国際的に認められた国境内におけるウクライナの独立、主権、領土の一体性への完全な支持を表明した。また、新しい戦略概念を採択する6月のマドリッドでのNATO首脳会合が、同盟国の集団防衛を同盟の主要任務として確認し、バルト海から黒海までの東方におけるNATO軍のプレゼンスを恒常的に強化することにつながることへの期待も表明した。

モラヴィエツキ首相とシュミハル・ウクライナ首相との会談【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドのクラクフを訪問したシュミハル・ウクライナ首相と会談を行った。両首脳は、ウクライナの現在の戦況とその更なる進展のシナリオ、そして戦禍からの復興問題について議論した。モラヴィエツキ首相は、これまでポーランドは、ウクライナに約70億ズロチ（16億ドル以上）相当の軍備を提供してきたことを明らかにし、これらは、ウクライナ、ポーランド、欧州の主権を救うものであると述べた。また、両首脳は、ポーランドとウクライナの間での鉄道分野での協力強化に関する覚書に署名した。

ラウ外相とジャイシャンカル・インド外相との会談【25日】

25日、ラウ外相は、ニューデリーを訪問し、ジャイシャンカル・インド外相と会談を行った。会談において、ラウ外相は、インドがポーランドのアジアにおける重要な経済パートナーの一つであることを指摘した。同外相は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック後の二国間貿易、特にポーランドからの輸出の回復が持続することに期待を表明した。また、ラウ外相は、「私がニューデリーにいることは、自由、民主主義、法の支配に基づく国際秩序を推進する意志に基づき、ポーランドがインドとの良好な二国間関係を維持することに積極的に取り組んでいることの証左である。このことは東部国境の向こう側で起きている地域と世界の安全保障に対する現在の挑戦に照らして、特に重要である」と述べた。さらに、同会談では、刑事問題の法的共助に関する二国間協定が署名さ

れた。

ポーランドからウクライナへの武器の供与【25日】

25日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドからのウクライナへの援助は約70億ズロチに上ると述べ、ウクライナに戦車を供与している事実を認めたと述べた。供与した戦車の数量は安全保障上の理由から公表しなかった。さらに、「我々は、ウクライナを援助するが、ウクライナもまた、我々の安全と平和のため戦っている」と付言した。

ドゥダ大統領とグテーレス国連事務総長との会談【26日】

26日、ドゥダ大統領は、ポーランド南東部ジェシュフを訪問したグテーレス国連事務総長と会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、TVP Infoのインタビューにおいて、同会談は、グテーレス事務総長が同日モスクワでプーチン大統領とラブロフ外相と会談した後の最初の会談であると指摘した。同長官は、「同会談は、和平プロセスにおける重要な国であるポーランドに対して、ロシアではこれがどのように受け止められているのか、交渉の場で今、何が実際に行われているのかを伝える最初の機会であった」と述べた。さらに、同長官は、事務総長のミッションは「マリウポリの民間人の苦しみを和らげることを目的とした勇気あるもの」とであると評価した。同長官は、「もちろん、ポーランドは、効果的な避難が行われた場合、負傷者のための病院の場所を提供するなどしてこの種の取組を支援する用意があることを明確に宣言した」と述べた。

モラヴィエツキ首相とショルツ独首相との会談【26日】

26日、モラヴィエツキ首相は、ベルリンを訪問し、ショルツ独首相と会談を行った。会談の主題は、ロシアのウクライナ領土への侵略とエネルギー安全保障問題であった。両首脳は、ウクライナに向けられたロシアの侵略とそれに対する欧州諸国の対応に関連する問題について議論した。モラヴィエツキ首相は、「ウクライナは勝てるのか。生き残れるか。それは、特に2つの分野における勇気ある決断にかかっている。まず、武器の供給である。自分の身を守るためには、自衛のための手段が必要だからである。弾薬、大砲、そして何よりも対戦車、対空、対ミサイルの装備である。これは、ポーランドが自国だけで提供するものではない」と述べた。また、同会談では、EU全域でエネルギー価格が劇的に上昇する中で、エネルギー安全保障の問題も追加議題となった。さらに、モラヴィエツキ首相は、「ポーランドは、ロシアの戦争マシンの酸素を絶つことが、この戦争を終わらせるための必須条件であることをよく知っている。このため、我々は、パートナーに対して、可能な限り根本的な対策を講じるよう求めている」と強調した。

ドゥダ大統領とゼマン・チェコ大統領との会談【27日】

27日、ドゥダ大統領は、チェコを訪問し、ゼマン大統領及びフィアラ首相と会談を行った。ゼマン大統領との会談後、ドゥダ大統領は、「ロシアの侵略を明確に非難し、それを阻止するための措置を講じるとともに、ウクライナに人道的支援と現物支援を行ったゼマン大統領に感謝する」とメディアに対して述べた。同大統領は、「難民問題で欧州の支援を得られない

のは、非常に残念なことである。これは一刻も早く実行されるべき問題だ」と強調した。フィアラ首相との会談では、ロシアの侵略と戦うウクライナに対する両国の支援について大きく取り上げられた。クモフ大統領府国際政策局長官は、「チェコは、ウクライナを武器供給でも支援する国でもあり、非常に重要なパートナーである。ドゥダ大統領のプラハ訪問の目的は、ウクライナへの支援を調整することであった」と述べた。

治 安 等

ポモルスキエ県周辺における子どもの自殺率が増加傾向【21日】

21日、PAPが報じたところによると、ポモルスキエ県などで自殺又は自殺未遂を行う子どもの数が増加しているという。2019年においては66件であったが、2021年では約300件にまで増えたとのことである。ある医師は、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略などが青少年に影響を及ぼしていると指摘した。

ロシア情報機関の協力者を拘束【27日】

27日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、同21及び22日にロシア人とベラルーシ人を外国機関の協力者である疑いがあるとしてビャウイストクで拘束したと発表した。軍防諜局によると、当該協力者らは軍部隊、人員配置状況、同盟軍部隊に関する情報を収集しており、ポーランドに長年住んでいたという。

経 済

経済政策

モラヴィエツキ首相、ウクライナ避難民はポーランド経済に寄与と発言【25日】

25日、カトヴィツェで開催された欧州経済会議に出席したモラヴィエツキ首相は、ウクライナ避難民はポーランド財政負担の要因ではなく、ポーランド経済の発展に寄与していると発言。多くのウクライナ人は

ポーランド人が望まない仕事に合法的に就いており、製造業などの重要な市場の労働不足を補っているとして、ウクライナ女性のための職場の整備やより良い契約条件の提供などの改善が必要であると発言した。

マクロ経済動向・統計

ポーランドの経済見通し【26日】

26日、ポーランド政府は、収斂プログラムの更新を採択した。財務省によれば、2022年は3.8%、2

023年は3.2%、2024年は3%とGDP増が続くと想定する一方、インフレ率は高止まりし、2022年は9.1%、2023年は7.8%になる見通しと予想した。

ポーランド産業動向

韓国、米企業とポーランドの小型モジュール炉用製造に関する契約締結【25日】

25日、韓国の斗山重工業は、米 NuScale Power と小型モジュール炉 (SMR) の製造に関する契約に署名した。今年後半にはSMR製造に使用する大型鍛造材料の生産を開始し、2023年後半にSMRの主要機器の本格的な製造を開始する予定である。

米 NuScale Power は、2022年2月にポーランド国営精銅採掘会社 (KGHM) とSMRの開発に関する協力協定を締結した。同協定によると設置総容量約1GW、少なくとも6基 (最大12基) のSMRの建設が予定されている。初号機は、2029年に運転を開始する予定である。

ポーランド航空管制局 (PANS) と航空管制官の労働組合との間で起きている賃金と労働条件に関する対立が1年にわたって続いている。ワルシャワで働く206人の管制官のうち180人は、新しい労働条件を受け入れるのではなく辞職することを選び、うち44人は既に辞職、残りの136人の解雇通知期間は4月30日に終了するため、5月1日以降にワルシャワを離発着するフライトが1日510便から170便に減少し、約340便がキャンセルされる可能性があった。

これを受け、25日、航空交通規制の導入に関する政令が制定され、当該対立を巡る交渉が合意に至らなかった場合、5月1日からワルシャワの空港 (シヨパン空港とモドリン空港) と32の空港 (東京は含まれていない) との間の発着便を優先的に運航することとし、その運用時間も9:30~17:00の間に制限することとした。

航空管制官の労働争議に伴うフライトへの影響【21~28日】

その後の交渉の結果、28日、双方は本年7月10日まではフライトの混乱は起こさないことで合意し、5月1日からの大規模欠航は回避されることとなった。

この間、安全面、就業規則、倫理規定等について更なる交渉が行われる予定である。

エネルギー・環境

国営電力会社及び政府による石炭の見直し【25日～26日】

ポーランド国営電力会社PGEの社長は、ポーランドはロシアの石油やガスに依存せずにエネルギー供給への対処が可能であるが、これは挑戦であり、エネルギー安全保障を確保するために、もう少し石炭を使い続けることを検討すべきであり、同時に採掘設備に投資し、2025年以降も石炭設備への補助を延長すべきであると述べた。

また、ジスカ気候・環境副大臣兼再生可能エネルギー担当政府全権委員は、ロシアのガス供給の状況を踏まえ、ポーランドは欧州委員会に対し、石炭を気候中立に向けた移行燃料として認めるよう働きかけるべきであると述べた。その上で、ポーランドは、脱石炭を望んでいるが、それは責任ある持続可能な方法で実施されなければならないと付け加えた。

ロシア・ガスプロムのポーランドへのガス供給停止【27日】

27日、露ガスプロムは、ポーランドとブルガリアがルーブル払いを拒否したため、両国へのガス供給を停止した。

給を停止した。前日に供給停止の通告を受けたポーランド国営ガス会社 PGNiG の発表によると、ヤマルパイプラインを通じたガス供給の停止は契約違反であり、当該契約に従い、ガス供給を元に戻すための措置を講じ、契約違反により損害賠償を請求する権利があるとしている。

モスクワ気候・環境大臣は、ロシアの石炭とガスだけでなく、石油も放棄する用意があると主張し、ナウムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、ガス貯蔵施設の貯蔵量(76%)、シフィノウィシチェのLNGターミナルの拡張能力、近隣諸国からのガス供給により、ポーランド国内の全ガス消費者がガスを受け取ることができるかと述べている。また、現在建設中のバルティックパイプは本年10月からフル稼働する予定である。

ロシアのガスはノルド・ストリーム1を通じて現在もドイツに流れているが、EUとしては冬が来る前にガスを貯蔵できるかが課題であると認識している。欧州委員会は、ガス購入のための共通プラットフォームの確立に取り組んでいる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日（水）～2022年5月3日（火）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催中です。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間【2022年4月2日（土）～5月1日（日）】

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所：PAN Ogród Botaniczny - Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwk a 2, Warszawa

詳細：www.ogrod-powsin.pl/

本資料は、ポーランドの政治・経済・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.mofa.go.jp)